

新ごみ処理施設整備運営事業者選定アドバイザー業務委託 仕様書

1 業務の目的

行田羽生資源環境組合では、令和4年度に実施したPFI等導入可能性調査の結果を踏まえ、DBO方式による新ごみ処理施設整備運営事業を実施する予定である。

本業務は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）」に準じて、事業者選定方式の検討から契約締結までの一連の業務を実施するに当たり、DBO方式に関する幅広い知識と高度な専門能力を有し、課題解決を的確に行う専門家の支援を受けることにより、適正かつ円滑に事業者の選定を行うことを目的とする。

2 対象施設

計画対象施設は、以下の廃棄物処理施設とする。

- (1) ごみ焼却施設 約126t/日
- (2) マテリアルリサイクル推進施設 約22t/日
(不燃・粗大ごみ、かん類、ペットボトル、剪定枝資源化施設、資源物ストックヤード)

3 業務の内容

(1) 事業者選定方式の検討

① 事業スキーム・契約方式の検討

本事業をDBO方式で実施するに当たっての事業スキーム及び契約方法について検討するものとする。

② 事業者選定方法の検討

廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約の手引き（平成18年7月）等を踏まえ、民間事業者の選定方法について検討するものとする。

③ 官民役割分担・リスク分担の検討

本事業を実施するに当たり、適切で合理的な業務範囲（官民の役割区分）及びリスク分担について検討するものとする。

④ 施設規模の精査

必要に応じて、施設規模について精査するものとする。

(2) 予定価格等の設定に係る支援

① 参考見積用の要求水準書等の作成支援

令和4年度に実施した「施設整備基本計画」及び「PFI等導入可能性調査」の結果等を踏まえ、参考見積用の要求水準書等の作成を行うものとする。

② 参考見積の徴取

プラントメーカーに対して参考見積の徴取を行うものとする。また、参考見積用の要求水準書等に関する質問回答（案）の作成を行うものとする。

(3) 実施方針の作成に係る支援

① 実施方針の作成支援

以下に示す作業を実施し、その結果を踏まえて実施方針（案）を作成するものとする。

- ・ 事業内容の整理
- ・ 業務範囲の区分け設定（組合と民間事業者の区分け）
- ・ リスク分担の整理（組合と民間事業者のリスク分担）
- ・ 応募者の参加資格要件の設定
- ・ 民間事業者の募集及び選定スケジュールの策定
- ・ 民間事業者の審査及び選定方法の整理
- ・ 落札者決定後の手続の整理
- ・ 事業モニタリング（設計・建設／運営／事業終了）についての考え方の整理
- ・ 施設建設に関する事項の整理（立地条件・施設規模など）
- ・ 事業破綻等の回避措置の整理
- ・ その他必要な事項についての整理

② 実施方針に対する質問回答書の作成支援

実施方針に対する民間事業者からの質問内容を整理し、質問回答書（案）を作成するものとする。

(4) 特定事業の選定に係る支援

① VFMの算出

令和4年度に実施した「PFI等導入可能性調査」及びプラントメーカーへの参考見積の徴取結果等を踏まえ、本事業のVFMを算出するものとする。

② 公表資料の作成支援

VFM算出結果をもとに、特定事業の選定に関する公表資料（案）を作成するものとする。

(5) 事業者の募集、評価、選定及び公表に係る支援

① 事業者募集書類の作成支援

ア 入札説明書の作成支援

契約締結までのスケジュール、各種書類の提出方法、事業者選定委員会の概要、入札参加資格、契約の概要等について整理し、入札説明書（案）を作成するものとする。

イ 要求水準書の作成支援

施設の整備（設計・建設）事業に関する条件及び運営事業に関する条件を整理し、要求水準書（案）を作成するものとする。

ウ 落札者選定基準の作成支援

民間事業者を選定するために必要な事項を整理し、落札者選定基準（案）を作成するものとする。

エ 様式集の作成支援

事業者の募集、評価、選定を円滑に実施するため、様式集（案）を作成するものとする。

る。

オ その他関係書類の作成支援

事業契約書（案）などのその他関係書類を作成するものとする。

② 説明会及び現地見学会の開催支援

説明会及び現地見学会を開催する場合、必要に応じて支援を行うものとする。

③ 募集書類等に対する質問回答書の作成支援

募集書類等に対する民間事業者からの質問内容を整理し、質問回答書（案）を作成するものとする。

④ 競争的対話の実施支援

組合と応募事業者の間で行う競争的対話に係る支援を行うものとする。

⑤ 事業者選定のための提案書審査支援

ア 資格審査等の実施支援

資格確認申請書類の受付後に行う資格審査等の実施に当たり、必要な支援を行うものとする。

イ 提案書の評価資料の作成支援

事業者選定委員会において適切かつ的確な評価を実施するため、民間事業者から提出された提案書の内容を整理し、評価資料を作成するものとする。

⑥ 公表資料の作成支援

事業者選定の審査結果について、公表資料（案）を作成するものとする。

(6) 事業者選定委員会の運営支援

① 会議資料の作成支援

事業者選定委員会の開催に当たり、会議資料（案）を作成するものとする。

② 委員への出席及び運営補助

事業者選定委員会に出席し、議事進行及び質疑等への対応補助を行うものとする。

委員会の開催回数は7回程度とし、回数に増減がある場合は組合と協議の上、対応を行うものとする。

③ 議事録の作成支援

事業者選定委員会の終了後、速やかに議事録（案）を作成するものとする。

(7) 事業契約締結に係る支援

落札者等の決定後、組合と民間事業者の間で行う契約協議の支援を行うものとする。

(8) 費用対効果分析書の作成に係る支援

本事業の内容を踏まえ、費用対効果分析書の作成を行うものとする。

(9) その他支援

本事業を実施するに当たり必要となる技術面、財務面、法務面等から総合的な支援を行うものとする。

3 成果品

- | | |
|--------------------------|----|
| (1) 報告書（参考となる資料及びデータを含む） | 3部 |
| (2) 上記に関する電子データ | 一式 |
| (3) 打合せ議事録（要旨） | 一式 |